

筑西市暴力団排除条例が 改正されました

-祭礼等の安全確保と暴力団排除を推進-



施行日 令和8年7月1日

1 条例の概要

- この条例は、市民の安全で平穏な生活の確保と、社会経済の健全な発展を目的としています。
- 市、市民等、関係機関及び関係団体が連携し、暴力団排除に関する施策を推進します。
- 基本理念は、
「暴力団を恐れない」
「暴力団に資金を提供しない」
「暴力団を利用しない」ことです。



2 今回の改正内容

- 新たに「祭礼等における措置」を追加しました。
- 対象は、祭礼、興行その他の公共の場所に不特定又は多数の者が特定の目的のために一時的に集合する行事です。
- 祭礼等の主催者又は運営に携わる者は、行事の運営に暴力団又は暴力団員等に関与させないなど、必要な措置を講じなければなりません。
- 暴力団員等が行事運営に支障が生じる行為を行ったとき又はそのおそれがあると認めるときは、筑西警察署長に安全確保のために必要な措置を要請することができます。



3 「祭礼等」とは

- 地域のお祭り
 - 盆踊り、夏祭り
 - 興行、イベント
 - そのほか、不特定又は多数の者が集まる行事
- ※行事の内容に応じて判断されます



4 市民・主催者の皆様へ

- 暴力団を利用しない
- 金品その他の利益を提供しない
- 不当な要求に応じない
- 不安やトラブルがあるときは早めに相談する



筑西市は、市民等、関係機関及び関係団体と連携し、誰もが安心して参加できるイベントづくりを進めます。

祭礼等の主催者の皆様へ

-安心な行事運営のために確認しましょう-

筑西市暴力団排除条例では、祭礼、興行、イベントなど、多くの人が集まる行事について、暴力団の活動を助長したり、暴力団の運営に資することとならないよう、主催者や運営に携わる方が必要な措置を講じることとされています。

1 事前に確認すること

- 実行委員、役員、運営スタッフ等に暴力団関係者を関与させない
- 露店、出店、警備、設営、音響、清掃などの関係業者を適切に確認する
- 寄附金、協賛金、広告料などについて、不当な申出がないか確認する
- 出店者や関係業者に対し、暴力団排除に協力するよう求める
- 不当な要求やトラブルがあった場合の相談先を事前に確認する
- 必要に応じて、警察や市に事前相談する



2 行事当日確認・注意すること

- 暴力団関係者と思われる者が運営に関与しようとする
- 出店場所、協賛金、売上金などについて不当な要求がある
- 参加者や出店者に対する威圧的な言動がある
- 迷惑行為、暴力行為、トラブルのおそれがある
- 主催者だけでは対応が難しい状況がある



このような場合は、無理に対応せず、早めに警察へ相談してください。



3 主催者が行う対応例

- 出店申込書や協賛申込書に、暴力団関係者でないことの確認欄を設ける
- 出店者、業者、協賛者の名簿を作成し、責任者を明確にする
- 暴力団関係者の関与が判明した場合は、出店や契約を認めない
- 不当な要求を受けた場合は、その場で安易に応じない
- トラブルが発生した場合は、複数人で対応し、警察へ相談する
- 必要に応じて、警備体制や巡回体制を整える



4 困ったときはひとりで抱え込まないでください

暴力団関係者への対応は、主催者だけで判断・対応することが難しい場合があります。不安を感じたときや、対応に迷うときは、早めに相談してください。

相談先

筑西警察署
TEL0296-24-0110

相談は
早めに!!



みんなで守る地域の行事

祭礼や地域行事は、子どもから高齢者まで、多くの市民が楽しみにしている大切な場です。筑西市は、市民等、関係機関及び関係団体と連携し、誰もが安心して参加できる地域行事づくりを進めます。